

大蔵委員會議録第五十二号

昭和二十六年五月二十一日(月曜日)
午後二時開議

出席委員

委員長代理理事 奥村又十郎君

理事内藤 友明君

大上 司君

清水 逸平君

塚田十一郎君

三宅 則義君

荒木萬壽夫君

松尾トシ子君

出席政府委員

大蔵政務次官

大蔵事務官

(主計局法

規課長)

大蔵事務官

(主税局調

査課長)

大蔵事務官

(銀行局長)

水産庁長官

委員外の出席者

大蔵事務官

(銀行局保

險課長)

農林事務官

(水産庁漁

政部長)

同月十九日

有価証券の処分の調整等に関する法

律の廃止に関する法律案(内閣提出

第一七六号)

同月十八日

公務員の新退職給與制度確立に關す

る諸願外一件(福井勇君紹介)(第

一九七六号)

同(江崎眞澄君紹介)(第一九七七

号)

同(稲田直道君紹介)(第一九八五

号)

同(福井勇君紹介)(第一九八七号)

同(島田末信君紹介)(第二〇四七

号)

同(藤枝泉介君紹介)(第二〇四八

号)

同(青野武二君紹介)(第二〇四九

号)

同(長谷川四郎君紹介)(第二〇五

号)

同(成田知巳君紹介)(第二〇五一

号)

同(松本七郎君紹介)(第二〇五二

号)

同(中曾根康弘君紹介)(第二〇六

八号)

同(川島金次君外二名紹介)(第二

同外六件(多田勇君紹介)(第二〇

七九号)

同(小高嘉郎君紹介)(第二〇八〇

号)

同(塩田賀四郎君紹介)(第二〇八

一号)

同(田万廣文君紹介)(第二〇八二

号)

旧漁業権に対する補償金の免税等に

關する諸願(小澤重喜君紹介)(第

一九九二号)

未復員者給與法の適用範圍擴大に關

する諸願(金子與重郎君紹介)(第二

〇〇四号)

時計類に対する物品税撤廃の諸願

(西村直己君紹介)(第二〇九三号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

租税債権及び貸付金債権以外の國の

債権の整理に関する法律案(内閣提

出第一五九号)

租税特別措置法の一部を改正する法

律案(内閣提出第一六〇号)

有価証券の処分の調整等に関する法

律の廃止に関する法律案(内閣提出

第一七六号)

船主相互保險組合法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第一六八号)(予)

定に基き、税關の支署及び出張所並

びに支署の出張所及び監視署の設置

に關し承認を求めるの件(内閣提

出、承認第六号)

〇奥村委員長代理 これより會議を開

きます。

去る十八日、本委員会に付託されま

した地方自治法第五十六條第四項の

規定に基き、税關の支署及び出張所並

びに支署の出張所及び監視署の設置に

關し承認を求めるの件、及び一昨十九

日付託されました有価証券の処分の調

整等に関する法律の廃止に関する法律

案の同案を一括議題として、まず政府

當局より提案の趣旨説明を求めます。

西川政府委員。

地方自治法第五十六條第四項の

規定に基き、税關の支署及び出張

所並びに支署の出張所及び監視署

の設置に關し承認を求めるの件

地方自治法第五十六條第四項

の規定に基き、税關の支署及び

出張所並びに支署の出出張所及び

監視署の設置に關し承認を求め

るの件

最近における外国貿易及び密貿易

のすう勢に對し、税關行政の円滑

な遂行と監視取締の万全を期するた

設置する必要があるため、大蔵省設

置法(昭和二十四年法律第四百四

号)第二十三條第一項の規定による

税關の支署及び出張所並びに支署の

出張所及び監視署の設置について、

地方自治法(昭和二十二年法律第六

十七号)第五十六條第四項の規定

に基き、国会の承認を求める。

別紙

税關の支署及び出張所並びに支

署の出出張所及び監視署の新設

一 税關支署

所轄 税關支署名 位 置

門司 細島税關支署 日向市

二 税關の出出張所及び支署の出出張所

所轄 出出張所名 位 置

横濱 横濱税關出出張所 横濱市

門司 佐世保税關支署 大村市

函館 小樽税關支署 札幌市

三 税關支署監視署

所轄 監視署名 位 置

名古屋 清水税關支署 靜岡県榛原

郡御前崎村

御前崎監視署

郡御前崎村

郡御前崎村

郡御前崎村

郡御前崎村

門司	
佐世保税関支署 小値賀監視	長崎県北松浦郡小値賀町
三池税関支署 大川監視	福岡県三潁郡大川町
鹿兒島税関支署 串木野監視	串木野市
鹿兒島税関支署 宮之浦監視	鹿兒島県熊毛郡上屋久村

備考

廃止する出張所及び監視署

一 税関支署の出張所

出張所名	位置
佐世保税関支署 針尾出張所	長崎県東彼杵郡江上村

門司	位置
鹿兒島税関支署 細島出張所	日向市

二 税関監視署及び税関支署監視署

監視署名	位置
横濱税関那珂 湊監視	茨城県那珂郡那珂湊町
塩釜税関支署 女川監視	宮城県牡鹿郡女川村

門司	位置
鹿兒島税関支署 安房監視	鹿兒島県熊毛郡下屋久村

函館	位置
根室税関支署 羅臼監視	北海道日永郡羅臼村
網走税関支署 網走監視	網走市

有価証券の処分の調整等に関する法律の廃止に関する法律案

有価証券の処分の調整等に関する法律の廃止に関する法律
有価証券の処分の調整等に関する法律（昭和二十二年法律第八号）は、法律（昭和二十二年法律第八号）は、廃止する。

附則

- この法律は、公布の日から起算して三月を超えない期間内において政令で定める日から施行する。
- 証券処理調整協議会は、この法律施行の日に解散する。
- 証券処理調整協議会の解散に關し必要な事項は、政令で定める。
- 旧有価証券の処分の調整等に関する法律は、証券処理調整協議会の清算及びこの法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、この法律施行後も、なお、その効力を有する。
- 政府又は閉鎖機関整理委員会は、政府又は閉鎖機関（閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）第一條に規定する閉鎖機関をいう。）の所有する有価証券（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二條第一項第一号から第八号までに掲げる有価証券をいう。）を、この法律施行後においても、旧有価証券の処分の調整等に関する法律第一條に掲げる目的の趣旨に従い、処分しなければならぬ。
- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。
- 第百十三條中「又は証券処理調整協議会」を削る。
- 公団等の予算及び決算の暫定措

置に関する法律（昭和二十四年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一條中「閉鎖機関整理委員会及び証券処理調整協議会」及び「閉鎖機関整理委員会」に改める。

8 国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改める。

第一條第一項中「証券処理調整協議会」を削る。

9 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二條中「閉鎖機関整理委員会及び証券処理調整協議会」及び「閉鎖機関整理委員会」に改める。

10 国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭和二十五年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五項第二号中「閉鎖機関整理委員会又は証券処理調整協議会」を「又は閉鎖機関整理委員会」に改める。

11 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「閉鎖機関整理委員会及び証券処理調整協議会」を「及び閉鎖機関整理委員会」に、「委員長又は議長」を「又は委員長」に改める。

12 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第三号及び第七百四十三條第三号中「証券処理調整協議会」を削る。

13 改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第一百十三條、改正前の公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律第一條、改正前の国庫出納金等端数計算法第一條、改正前の退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律第二條、改正前の国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律附則第五項第二号、改正前の予算執行職員等の責任に関する法律第九條第一項並びに改正前の地方税法第二十四條第三号及び第七百四十三條第三号の規定は、清算中の証券処理調整協議会については、この法律施行後も、なお、その効力を有する。

○西川政府委員 ただいま議題となりました地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関の支署及び出張所に監視署の設置及び出張所の設置に關し、提出の理由を御説明いたします。

最近における外国貿易及び密貿易の趨勢に対応し、税関行政の円滑な遂行と監視取締りの万全を期するため、細島税関支署及び横濱税関支署出張所外に出張所を設置するとともに、監視署の配置転換を行い、名古屋税関清水税関支署御前崎監視署外四監視署を設置

する必要がありまゝです。その設置に關し、地方自治法第五十六條第四項の規定に基きまして、本件を提案いたしました次第であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。次に有価証券の処分の調整等に関する法律の廃止に関する法律案について申し上げます。

有価証券の処分の調整等に関する法律は、政府が財産税等により收納した有価証券、持株会社整理委員会が持株会社及び財閥家族から譲り受けた有価証券、閉鎖機関整理委員会が管理する閉鎖機関の所有する有価証券等について、その処分を円滑かつ公正ならしめるために、有価証券市場の状況に應じて、その処分の時期、価額、数量等に所要の調整を加えるとともに、証券民主化の見地から、広く国民の間にこれらの有価証券の分散をはかることを目的として、制定されたものであります。これらの有価証券は、現在までに大部分の処分が完了し、ことに持株会社整理委員会は近くその保有有価証券全部の処分を終つて解散する予定となりましたので、この法律の目的はほぼ達成されたものと認め、ここに同法を廃止し、同法に基いて設置された証券処理調整協議会を解散しようとするものであります。

協議会の解散の日は、この法律公布の日から三箇月を超えない期間内において政令で定める日としておりますが、目下のところ、大休本年六月三十日ごろとなる見込みであります。また解散及び清算に必要な手続規定は、別に政令で定めることといたしますが、協議会解散の日からその清算の完

了に至るまでの期間においては、清算事務の処理に必要な経費を支弁するため、その昭和二十六年予算を引続き執行できることとする。協議員からの必要経費の徴収、未済事務の処理については、同協議会が解散後も解散前とかわらないこととしております。

なお、有価証券の処分の調整等に関する法律が廃止された際に、政府または閉鎖機関整理委員会には、処分未済の有価証券が若干残る見込であります。これにつきましては、同法廃止後も同法の制定された趣旨に従って、今後ともその処分を促進して行く方針にはかわりないのであります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○農林委員代理 泉政府委員がおりますので、何か御質問がありましたら許します。

○内務(友)委員 租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、ちよつと尋ねたいのであります。今度漁業権証券を発行せられ、その償還の財源は漁業権を新たに貸し付けるその賃借料で払うというところが、大體法律の建前になっておる。そこで私どもの心配になりますのは、今百七十億といふものが出まして、これが何年間かで償還になるのであります。そこで漁業計画を立てて、その貸賃をとるのでありますが、だん／＼と沿岸漁業が少くなるために、思うように漁業計画が立たないことになる。つまり前よりもつと数の少いものになるだろうと思つておられます。そうなりますと、今政府で考へておられるような、いわゆる小作料が入

つて来ないことになる。そうなりまして、今度はその小作料を値上げしなければならぬようなことになるのであります。政府は一体どう考へておられるのか。これは将来の大きな問題だと思つておられますから、それをひとつお伺いしておきたいと思つておられます。

○泉政府委員 御質問の点につきましては、政府としてもいろいろ検討をいたしておるわけですが、この償還は大よそ新漁業権からの免許料と、それから漁業に對します許可料と、この収入によりましてまかなうというふうにいたしておるわけですが、必ずしも必然的にそれとがまつた見合なわけにはならないという建前はつておらないのでございまして、ただいまのところでは、許可料、免許料は一般収入として、一般会計に入つて参るのであります。それが、それをとおむね国債整理基金特別会計の方に移しかへまして、その国債整理基金特別会計の方から償還を行つたというふうに考へておるのであります。従ひまして、ただいまのところは、漁業権証券は五箇年後償還ということ考へておられますし、また五箇年の償還期限到来前におきまして、買上げ償還というものを考へておるのであります。必ずしも許可料、免許料がそれまでに入つて、償還期にはその免許料と許可料によつて必ず償還するという考へではないのであります。大體許可料、免許料を、二十年ぐらゐの長期にわたつて、今回の補償金及びその利子に相当する部分を徴収すればいいだろうという考へで、大體の予想でやつておるのであります。しかしお話のように、今後漁獲高が変動など

いたします際におきましては、この二十年の期間といふものが二十年とまづつておるわけではございません。二十数年という考へでありますが、この二十数年という期間があるいは延長するとかいふような問題が起るかと思つておられます。しかしさしたる考へをしましては、先ほども申し上げましたように、直接密接に関連せしめない考へを持っております。すぐにそのいつた事態になりました場合には、また別に考へることとしたしまして、さしたるあたりはそんな必要はないかろうというふうに考へておるのでございまして。

○内務(友)委員 それでは今の百七十億、これは国の一つの債務になるのであります。その収入といふものは免許料、許可料によつて補うのであります。それが、そうしますと、これは百七十億に見合ふ免許料、許可料が入つて来ないといふことになる、その足りない部分は政府が負担するのですか。それをひとつはつきりしておきたい。

○泉政府委員 先ほど申し上げましたように、さしたる段階におきましては、政府が一時立てかえたような形にしておきまして、将来二十数年の長い間にわたつて、少しずつ免許料、許可料の形で収入を得まして、大體それによつてまかなつて行つたという考へなのでございます。

○内務(友)委員 それではこの立かえておかれるのは、何か特別会計でもおこしなうになつて、そこで何か始末せられるのですか。それともこれは一般会計がそういうものを背負うのであります。その点をはつきりしておきたい。

○泉政府委員 先ほど申し上げましたように、償還五年になるまでの買上げ償還につきましては、国債整理基金特別会計の方から他の国債と一緒に買上げ償還するといふ形をとります。しかし五年後償還する場合に国債整理基金を使うか、あるいは一般会計を使うかといふことはまだまづつておりません。

○内務(友)委員 それはそれでわかりました。そこでなるほど今度のこの法律は、かね／＼私もいろいろ政府に意見を申し上げておりましたことを取上げられて、法制化されたのであります。一面けつこうだと思つておるのであります。しかし私はこういふ税金はかけない方がよいのじやないかと思つておるのであります。それは昨年の九月でありましたが、私も農林省へ参りまして、こういふことが對して税金がかかるのであるが、漁業法制定のときにそういうことを考へておつたかどうかといふことを話しましたところ、水産庁では、前の水産庁長官でありましたが、全然考へておられなかつた。そこで私も心配になりまして、実は平田さんのところへ参りまして、こういふことが起るのだが、どう考へてござるかとお申しましたが、平田さんも実はそのときは全然この問題に對して知識がなかつたのであります。一体百七十億なんといふものは、そんなものがどこから出て来るのかといふふうな意外なお話でありましたので、それではよく御研究いたされた。水産庁も税の關係はちつとも考へておられないし、大蔵省の税の責任者の方も考へておられないといふことを申し上げたのであります。そのとき私

どもは、それでは何なら今政府はちつとも気がついておられないのであるから、そのような立法化を実は願ひたいといふことを、くれ／＼も頼んでおいたのであります。今度は八十一億ほどかかるものが、妥協的に十億ぐらゐになつたとは申せ、これは政府がちつとも昭和二十六年、度予算編成當時には、お考へになつておられなかつた十億なのであります。もう百尺竿頭一步を進めて、こういふものは税金はとらぬといふことに、はつきりした方がよいのではないかと思つておられます。今からでもこれはおそくないと思つてございしますが、ひとつ何かそういう方向へ持つて行つていただくことはできないものか、政府のお心持を承りたいのであります。

○泉政府委員 お話の点につきまして、実ははなはだうかつなことではございます。漁業法の改正がありまして、當時、水産庁の方から主税局の方に連絡がございせんので、私もそういう事態であるといふことを、実は承知いたしました。ところが本年に入りまして、水産庁からこういふふうな漁業制度の改革を行うことになつておるのであるが、漁業権の消滅に對して交付される補償金に對して課税されるかどうかというお話があつたのであります。水産庁の方におかれましては御承知のように、現在所得税法の第六條に「損害賠償に因り取得したものの」という規定が入つてゐるのでございます。それに該當して課税にならぬのはなからうかといふふうな御見解であつたやうでございます。しかしこれまた御承知の通り、所得税法第六條の「損害賠償に因り取

得たもの」と申しますのは一時所得の事を申し上げるのでございます。漁業権の消滅によつて交付される補償金につきましては、法律上漁業権の消滅という形式を用いておられるのでございまして、実質は譲渡にほかならないと考えられるのであります。譲渡所得になりまして、一時所得として非課税規定に該当しないということになりますので、やはり譲渡所得として課税せざるを得なくなつてゐるのでございます。しかし漁業権の消滅の対価として交付されたものの大半が、税金として徴収されるということになります。これは非常にお氣の毒でございますので、何とかこれを軽減する方法を考えようというわけで、いろいろ検討いたしました結果、全然非課税にするという事は、任意に処分した場合などとの関係からいたしましてやはり適當ではなからう。しかし一番軽くするにばどうすればいいかということを検討しまして、再評価税というのがございますので、再評価税の六％だけにとどめるといふ方向で検討いたして参つたのであります。そこで提出いたしましたような法案の形になつておるのでございますが、この程度に負けることによつて、相当漁業制度の改革という点からは、円滑な実施ができるのではなからうかと思つておるのでございます。それからお話がございましたように、平田主税局長がこの問題を言いました当時、二十六年度の歳入予算にこれらの収入を見積つておらなかつたというようなお話でございますが、歳入予算は大体の過去の実績を基礎にいたしましたので、生産物価の指数を乗じまして、一応の目途をつくるのであります。

して、一々ここにどれからの収入が幾らというふうな算定の方法は用いておられないのでございます。従ひましてこれらの収入に就いておられないからと申しまして、二十六年度の歳入に全然予定されてないというわけではないのであります。ことに今後許可料、免許料というものが徴収されますと、それは所得税なり法人税なりにおきまして、必要経費として差し控除されることになりまして、それだけ所得が少くなるという関係にありますので、これを全然非課税にするということとはうてい考え得ないことと思つてございします。

○内藤(友)委員 今のお話でよくわかるのであります。しかし八十一億のものをご十億にせられたということ、これは行政的処置のための立法なんでありまして、もと／＼政府は漁業法制定當時から何も考えておられず、また大蔵省もちつともこういうことについては念頭になかつたのでありますから、その通りにやはり立法をやりなされるのであります。それはもちろん税金収入がしつとものほかつと大よその見当でおやりなさるのかも存じません。正直なことをお話しなつておられるのかもしれないが、しかしやはり国民所得が幾らあつて、あるいは物品販売が幾らあつて、何が幾らあつて、かに幾らあつてということが基礎になりますので、だから現実にはほかつと大よその見込みでおやりなさるのかもしれないませんが、表面ではやはりそういうわけに行きません。従つて政府はこの漁業権証券の問題につきましても、何も考えになつておらなかつたのであ

りますから、何も考えなさらぬような立法をなさるのが、私は正直なところじやないかと思つてあります。もう一つ何か御研究していただいて、ほんとうに全部無課税にしてしまふということができないのかと思つてあります。これはまあ八十一億のものを十億に減せられたのだから、文句は言われぬのかもしれないが、どうも私はいろいろ立法せられる上においての政府の考え方が、すつきりしておられぬのじやないかと思つてあります。さて、こういうことを申し上げては、これは御無礼であります。将来もそういうことにつきましても、どうかひとつ筋のお立ちになるようにお考えいただきたいと思つてあります。

○農林委員長代理 次に船主相互保険組合法の一部を改正する法律案、外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律案、保険業法の一部を改正する法律案の三法律案を一括議題といたしまして、質疑を行います。

○佐久間委員 ただいま議題となつております保険業法の一部を改正する法律案についてお尋ねいたします。政府は今回保証保険事業を新たに認めようとするのであります。が、本事業を行うに至りました経緯を一応御説明願ひたいと思ひます。

○長崎説明員 保証保険事業というのは、たとえば請負保証保険、それから身元保証保険等と呼ばれてゐるものであります。請負保証保険では、たとえば請負人が債務の不履行によつて注文者に與えた損害を保険会社が填補する。その場合請負人が契約者となれば保険金を受取るものが注文者になる。そういう制度をつくりまして、従来請負人が注文者に納めておつた保証金というふうなもののかかりに、保証証券を注文者に持つて行けばよろしい。保証金となりまして、たとえば契約金額の十分の一以上というふうな相当多額なものになるわけでありまして、これを保証でいたしますならば、もつと少額の金額で済む。また身元保証保険の例では保証人というふうなものを立てるかわりに、保険会社の保証証券を持つて行けばよろしい。そうしますならば相当有名な知人というふうなものがない人でも、これは保険会社の保証証券を持つて行けば、十分雇主が雇つてくれるというふうなことになるわけでありまして、このような制度はアメリカ、イギリス等では保険会社の仕事としていわゆるボンドということで行われてゐるわけでありまして、日本ではまだ行われておりません。その上今の保証保険というものは、事の性質上保険契約者の故意をも担保するという意味合いにおきまして、商法に規定した保険契約とは少し違ふわけでありまして、従来保険業法の保険事業といふものは、商法の保険契約を基本として考へておるわけでありまして、従来保険業法上の保険事業に入るかどうかはなほ疑問らしい。むしろこれは入らないと考へる方が適當であるわけでありまして、この際今の保証保険といふものを、保険業法上の保険事業に含めるということに新たにいたしました。損害保険会社がこれを行うことができるようにいたしましたわけでありまして、元來保証保険契約といふものは、損害保険契約に非常に類似したておりますので、損害保険会社が行う

のに適しておることと、この事業を保険業法上の保険事業にして、損害保険会社がこれを行つて道を開いた、かような次第であります。

○佐久間委員 ただいまの御説明で大体わかつたのでありますけれども、一面からいへば、いかに保険事業をいづれの方面からの要望でなされたのか。この一点も聞いておきたいと思つてあります。さらにたゞいま説明をいたしたように、本來保証事業といふものは善意の事故を対象としておるわけでありまして、従つて保証契約者の故意による場合はこれを担保しない。この点保証保険事業は眞の保証事業ではない、こういうふうにも考えられるのであります。これをあえて損害保険の方へ入れた、こういうことに対してたゞいま簡単な御説明がございましたが、なおその基礎となるべき理論をもう一応御説明願ひたい。

○長崎説明員 どういう方面でこういう事業の成立を要望しておるかという点であります。現在のところでは建設省関係の工事請負契約に対する保証保険、それから国有鉄道関係のやはり工事請負の保証保険、それから同じく国有鉄道関係の物品納入契約の保証保険といふようなものが、現実の問題として要望されております。その他身元保証保険の類では、たとえば生命保険の外務員の費消というふうなものに關しまして、外務員と損害保険会社と契約し、保険料の費消の場合に、損害保険会社が補填するといふようなことも相當企画してゐる向きがあるようでもあります。それから故意をも担保するといふような点、これは問題ではないかという点でございますが、この保証保険に

保険金を全額受取らなければ、損害の補填が受け得られないわけでありです。一般の損害保険契約の場合は、保険契約者と被保険者というものの利害が共通なので、その故意を担保してはぐあいが悪いのですが、この場合はさような弊害がない。もしかりに両方が共謀するということが万々ありましても、これは詐欺という類に入つ

○佐久間委員　ただいま外国の例にも徴せられて説明せられたのであります
が、その点は了承いたす次第であります

○長崎説明員 御指摘のように、この保険の保険料率というものは、その計算の基礎が一般の保険に比して明確ではないのでありますが、それでもやはり若干の資料というものは得られるわけでありまして、その経險、率及び諸外国における料率資料というものを参考にいたしまして、あと限り適正な料率を算定して行く。そうしてなお毎

か。ひとつ御感想を承りたい。

○長崎説明員 この保証保険における保険者の義務というものは、民法上の

次に保証保険者というものは、保証人と違ひまして、檢索の抗弁權というやうなものを持つていない。これがまた民法上の保証と根本的に異なつておる点でございます。

○佐久間委員 承知しました。それではあとへまわしましょう。

と、その修正を日本政府でするように
という権限を許されるような声明があ

際考えられる意思があるかどうか、と
申しますのは、今私どもは漁業権の補
償の税金の問題について論議しておる

○藤田政府委員　現在お話の通り、いろいろ従来の方針について改正を要するものを考えておりますが、この漁業制度改革に伴う漁業法の問題、あるいは水産業協同組合、漁業協同組合の問題につきましては、私どももいたしましては、現在のところ既の方針によつてこれを行つて行きたいと考えております。変更する点はまだ考えております。

うので、いろいろ研究を進めておるの
であります。国会でそういうような

○藤田政府委員 はたしていかなる点
について改正の御意見をお持ちでござ

さいですが、一例を申し上げてみますと、漁業施設などにつきまして、意見を聞くための海区漁業調整委員会

ておいて、適正な漁業計画ができるかどうかということも考えられるのである。もちろん漁業計画は都道府県知事がきめるのでありまして、その意見を参考までに調整委員会に求めるという形になっておりますけれども、実質は調整委員会がきめるということになつて、今日の漁業法というものは、非常に二重構造であるのではないかと。また、

としては反対だというお考えかどうか

面の高度な総合的利用というふうなことを目途にいたしまして、それを漁民

でおります。ただお計の漁業調整委員会
の運営等についてのいろいろ御
批判があるいはあるのかも思います

が、これはいわゆる漁民のみずから選出をいたしました委員の手によつて運営して行くという問題であり、しかもそれについては、たしかにコールの制度もあつたと考えております。やはりこれは漁村全体の啓蒙と申しますか、民主化の線に沿つて自主的にきめられて行くわけでありまして、それをあまり法規的にどうするかするといふことについては、なお検討を要するのではないかと思ひます。

○内藤(友)委員 それは意見の相違でありますから、深く立ち至りません、そこで次にお尋ねしたい点は、現在の漁業法施行第一條によりまして、現存の漁業権といふものは、この法律施行後二箇年間効力があるといふことになつておりますが、第二項には、第一項では二箇年とはきめておくれども、政令で定めると、その期日は必ずしも二箇年でなくともよろしい、こういうことになつておりました、第一項を否定してあるのであります、先般租税特別措置法一部改正法律案を出したときの大蔵省の説明を聞きますと、今年の八月と十二月の二回にわたつて従来の漁業権を消滅せしめる、こういう政務次官からのお話でありました。そこで私お尋ねしたいのは、八月と十二月と二度に打切られるその根拠、一度でもいいのではないのかと思ひますが、それを二度に打切られる理由と、それから来年の三月までであるにもかかわらず、それを十二月で最後は全部打切るのだといふことにつきては、政府の考へておられる事情をお聞かせを願ひたいと思ひます。

○藤田政府委員 漁業法では漁業権を全面的に消滅します時期が、遅くも来年の三月十三日であつたかと考へております。つまり施行後二年以内、政令で定める時期、こうなつておつたと考へます。その後漁業法が施行されましてから、いろいろと制度改革の趣旨も準備段階を過して参つておりました、大体全国——若干の例外はございますが、全国おしなべて相当準備を進んでおりますので、私もとしましては、とりあえずこの九月一日と十二月二十日の二回に漁業権を消滅させる。大体の気持は、原則として大部分のものは九月一日までに整理させ、漁期の関係でどうしても九月一日に切ると漁期中途にまたがるというふうな、たとえば定置について、まき網その他の若干のものについては、これを十二月の二十日で打切るといふ一応の目標で、現在進んでおります。

なお、なぜ最終の来年の三月までにしないのかというお話でございますが、私もとしましては、制度改革は、法令が施行されてから相当時日を経過したし、準備も相当進んでおりますので、やはりできるだけ早くこの制度の切りかえをいたすことが望ましいと考へておりますので、さういふ意味で、大体の空気がいたしましては、九月一日にやるといふことにいたしました。準備もでき、間に合ふといふふうな考へ方できめたわけであり

○内藤(友)委員 この施行法によりまして、きめられた日以後は、絶対に旧漁業権といふものはなくなるので、それを行使することはできません。もしやりますと罰則がありますので、それはいけないのであります。そこで

こでお尋ねしたいと思ひます。九月の一日でこの漁業権はやめるのだぞといふことになると、ちやうど九月の一日が、まだ漁期の最中だといふものの中にあつて得ると思ひます。さういふものはまた指定し直して、お前は十二月二十日までできるのだから、少し延ばしてやるぞ、こういうことにお取扱いなさるのであります。さういふことをお尋ねいたします。

○藤田政府委員 大体秋網あるいは春網といふような区別で、漁期がいつからいつまでということがわかつておりますから、従つて十二月の二十日まで延ばしますものはいわゆる秋網、どうして九月で切つては漁期がまたがるというものをだけを特に延ばして、十二月の二十日で切る、こういう建前であるといふものについては、私もとしましては九月一日において整理する、こういうふうな考へ方で参つております。

○内藤(友)委員 それでは十二月の二十日という日でありますね。それ以後は絶対に旧漁業権といふものはないことになる。しかし十二月の二十日に旧漁業権で漁獲しておる最中のものもあると思ひますが、さういふものはまた政令を出されて、三月の二十日までよろしい、さういふことになるのであります。それを一つお伺ひします。

○藤田政府委員 漁業権の全部について、大休都道府県知事が、この網とこの網は九月の一日に整理すべきもの、この網とこの網は十二月の二十日に整理すべきものといふふうに、はつきりと、あらかじめきめて行く。その漁場

計画に従つて公示をしてやつて行くといふふうに考へております。従つてするに一度きめたけれども、まだ漁期中の中途だから、さらに延ばすといふようなやり方ではなくやつて参ります。

○内藤(友)委員 それはさういふものもあるか存じませんが、九月ごろからおろした網で、十二月、一月、二月の初めまでやつておるものが現にあるのであります。また漁場計画も立つておらぬといふものも現にあるのであります。さういふものは、十二月の二十日で打切つてしまつて、魚がその網に入るのだけれども、二十一日に上げてしまふといふことに、これではなるのであります。さういふことになりますると、非常に不都合なことが起るのではないかとさういふに思ひますが、それでもあつておやりになるのであります。これはもう政府としては、腹の中ではいろいろ考へになつておられて、言葉の上には表わされない御事情もあるか存じませんが、一応確かめておきたいと思ひます。これはしかし腹でおやりになるならば、それは一向さしつかえありませんけれども、現に十二月の二十日が最中の漁獲もあるといふのが、新潟、富山、石川の方にはたくさんあります。さういふのはどうするかといふ具体的な問題になるのであります。さういふ点ひとつ——さういふ点ひとつ御返事だろ

うと思ひますが、腹の中は言葉に書けぬのでありますから、これはやむを得ませんけれども、さういふものも実はあるといふことを、はつきりと申し上げておきたいと思ひます。何かさういふことについて、少しでも

心をお聞きいたしますれば、けつこうだと思ひます。これは十二月の二十日ごろに網を立てているものもあるといふような事態を起さないように、着業する以前に、すでにその網の新しい免許が決定して行くようにいたしたいと思つております。従つてもつと申しますと、たとえば富山、石川方面のふりの大漁網といふようなものについて、私は九月一日までに漁場計画を立て、漁業権の公示をいたしまして、それによつて新しく免許をきめて、さうしてその新しく設定されたところの漁業者が、九月十ごろにこの着業にかかる、さういふふうな切りかえをいたしますれば何ら支障はない、さういふふうなやり方で、極力急いでいきたいといふことで、まあやつておるわけでありまして。

○内藤(友)委員 私のところの一部にはまだ漁業計画が立つておりませんが、私の町の地先は立ちましたけれども、氷見浦の方はまだ立つておりませんが、なか／＼立たないらしいのであります。さういふことのために、立つておるところまでも、立たないもののために被害をこうむつておるといふことになりまします。立たないところはしかたありません。自分が悪いのでありますから、これはしかたがないのであります。これはしかたがないのであります。計画が立つておるところが、他の方から影響を受けて、ほんとうの漁業計画が立たないといふ場合も実際にはあるのです。さういふ場合どうなるのかといふことを考へますと、これは相当考へなければならぬ問題ではないかと思ひます。従つてもし政府が十

心をお聞きいたしますれば、けつこうだと思ひます。これは十二月の二十日ごろに網を立てているものもあるといふような事態を起さないように、着業する以前に、すでにその網の新しい免許が決定して行くようにいたしたいと思つております。従つてもつと申しますと、たとえば富山、石川方面のふりの大漁網といふようなものについて、私は九月一日までに漁場計画を立て、漁業権の公示をいたしまして、それによつて新しく免許をきめて、さうしてその新しく設定されたところの漁業者が、九月十ごろにこの着業にかかる、さういふふうな切りかえをいたしますれば何ら支障はない、さういふふうなやり方で、極力急いでいきたいといふことで、まあやつておるわけでありまして。

当であらうと考えております。

なおそれでは大抵国債整理基金特別会計が、どの程度金額の漁業権証券を買収するつもりであるかという問題であります。今申し上げますのはさしあたり問題でありまして、目下農林省当局として、お打合せをいたしておりますので、はつきりした正確な具体的な金額まで申し上げる段階にまだ至っておりませんが、大体三十億見当、三十億前後にならうかと今のところは考えております。

それから漁業権証券の条件であります。これは先ほど申し上げましたように、漁業権証券というものが一種の国債である関係から、国債の金利水準の問題等いろいろありますので、今まで出されております国債の条件と、そう著しくかえた条件を出すわけには参らぬかと思ひます。大体現在考えておりますのは、やはり五分五厘でありまして、期間につきましては、できるだけ事情の許す限り短期にいたしたい。五分五厘五年というのが普通の條件であります。これを何年でできませうか、できるだけ短くして行つて、それによつて何といひますか、その証券を短期化して行きたいという考えを持っております。今具体的に、二年になるか、三年になるか、その辺はちよつと申し上げられませんが、できるだけ短期のものにして行きたい。そして早くこれを資金化できるような措置を講じて行きたいと考えております。

なお漁業権証券は、日本銀行においてどういう取扱ひを受けるかという問題があると思ひます。この点につきましても、日本銀行には二つの問題があるわけ、一つは日本銀行の発券準備

にこれを充当できるかできないかという問題につきましても、これは当然一般の国債と同様発券準備として取扱われる予定であります。これはその点で農地証券とは取扱いを異にいたすつもりであります。それから第二に、日本銀行としてこれを一般の手形貸付いたしません場合の担保として、適格であるかないかという問題であります。この点も一般の国債と同様に適格担保として取扱ひ予定であります。

なお、大体今思ひつきました点を、順序もなく申し上げたわけでありまして、御質問によりまして、決定いたしました範囲におきましてお答えをいたしたいと思ひます。

○農林委員長代理 内閣委員の質問に開通して、委員長から二、三お尋ねいたしたいと思ひます。今提案されておる法案は、簡単に言うならば、漁業権証券に対する取扱いの規定をきめようとするものである。そこでその漁業権証券というものの対して、政府においてどういう決定をなさつておられるかという点で、過去二、三日間委員会でも審議した。本日ようやく銀行局長から概略のお話があつたが、どうも今の御説明によると、利率及び期限というものはまだはつきりしておらぬやうである。しかしもうすでに九月には発行しなければならぬ。九月に発行するとすれば、証券の印刷その他で今日準備を始めねばならぬ。それがまだ利率及び期間等がきまつておらぬといふのはどうもふしぎである。またそういうことでは直接関係のある法案を審議するに困る。それで期限の点ですが、かりに三箇年という期限にする

るだらうと思ふ。今から買上げ償還なさるにしても、三年後の期限ということになるならば、約三年間に償還しなければならぬことになるが、財政上それだけの負担を背負つて行く自信があるか。百七十億円の証券で三箇年とすれば、約五、六十億円の償還をして行かなければならぬことになるが、財政上の点からそういうことができるかどうか。その点をまずお尋ねいたします。

○河野(通)政府委員 漁業権証券の利率の点は、今申し上げましたようなことで、大体五分五厘ということを考えております。それから期限の点は、今お話のように、実はまだはつきりいたしません。五年という長いものにするつもりはありません。四年にするつもりはあります。三年にするつもりはあります。大体そこらあたりで考えて行きたいと考えております。それからこれを三年なら三年といたした場合に、一度に固まつて来たとき、一体償還ができるかというお話の点であります。これは全体の財政計画から見まして、今ここで必ずできるといふこともなか、申し上げかねる点があります。と申しますのは、場合によつてはこれをある一定の妥協なる償還で、借りかえ償還をいたすというやうな問題も起つて来るかと思ひますが、現在のところではそういう手を使わなくて、何とか財政計画に組み入れ得る見通しのもとに、主計局の方で考えておられるやうであります。私主計当局ではありませんので、詳しいことはわかりませんが、そういうことを頭に置きながら全体の問題を考へて、財政計画もつじつまの合うやうな方式においてこの期限等も定め

て参りたい。しかもできるだけ短期にしたいという気持ちでやつております。○農林委員長代理 それでは重ねてお尋ねしますが、この漁業権証券の期限の問題は、非常に重大な事柄であると思ふのです。というのは、この期限を三箇年にするならば、これに対する金融の措置というものは、おそらく水産庁の考へ方がかわつて来るだらうと思ふ。そこでかりに期限を三箇年とするならば、一どきに三年目にやることになるが、一どきに百七、八十億円を償還するわけには行かない。ただいまの局長のお話のように、また別に借りかえ償還ということをする必要もなければ、普通から言うならば、今年から買上げ償還を毎年やらなければならぬだらう。かりに三年ということでは、しかも今年から計画的に買上げ償還となさるとするならば、少くとも一箇年に四、五十億円の買上げ償還をしなければならぬということになれば、やはり四、五十億円の金を一般会計から債務償還の形で出さなければならぬということになると思ふが、この点は政府当局としてもそういうふうに考えておられるか。

○河野(通)政府委員 その点は来年度一体幾ら具体的に買上げ償還をするつもりかというお話になるわけでありまして、この点は私からここで御答弁申し上げる資格はまだ持つておりません。しかしながらこの漁業権証券を資金化して行くことが、非常に必要であるといふ点から考へまして、今申し上げたやうに今年度で打つて参りますと、類似の方策が他の方法で講じられらるものと、私もは期待いたしております。もしそれが国家の財政から直接

に買上げ償還の形で行けない場合には、別途にこれを資金化する方法も講ぜられなければなりません。もつとも金額の点は今ここでこれ何十億といふことを申し上げられませんが、何らか同じやうな方式の資金化の問題が、当然取上げらるべきものであると考えております。ただ今年とりまして同じ方式が来年も必ずとられるといふことは、今ここで私から言明いたす限りではありませんが、その間にはいろいろ情勢もかわつて参りましたようから、新しい手が場合によつては打たれるかもしれません。その点につきましては今私から何とも申し上げることができません。

○内閣委員 そういう条件はいつごろはつきりするのですか。

○河野(通)政府委員 もう数日中にはきめると思ひます。ちよつと速記をとめていたいただきたいのですが……

○農林委員長代理 速記を止めて「速記中止」

○農林委員長代理 速記を始めてください。次に先ほど質疑を行ひました保険関係三法案に対する質疑を続行いたします。佐久間君。○佐久間委員 途中で質問をしておりましたが、次は第二点といたしまして、今回商法の改正に伴う改正でありますけれども、これは保険業法が商法と見合つて改正されるのは当然でありますから、やむを得ないのでありますけれども、大体におきまして従来保険業法は、相互保険の問題でちよつとお尋ねしたいのですが、保険相互会社については、商法の株式会社に関する

規定を全面的に準用しておつたのであります。でありますけれども、この特殊性を考慮するというのは、改正商法の準用規定にかなる改正を加えるつもりであるか。これをひとつお尋ねしたい。

○長崎説明員 相互会社は、御承知のように社員となることと保険契約を結ぶことが、相互に連関している組織であるわけでありまして、社員総会が最高の意思決定機関であるという点におきまして、株式会社において株主総会が最高の意思決定機関であるという点とは、まったく同様であるわけでありまして、そういう点においては同じであります。しかしこの株式会社の株主総会においては、議決権は一株ごとにあるわけでありまして、相互会社の社員総会については、保険契約の教にかかわらず、一社員が一議決権を持つておるといふ違いがあるわけでありまして、また株式会社の株主と相互会社の社員とは、数も非常に違つております。相当大きい株式会社の株主の数は十萬くらいあるわけでありまして、相当社員の数も大きな会社におきましては三百萬以上にも上る。そういうような相互会社の性格にかんがみまして、改正商法の條文の準用にあたりましては、いろいろ考慮を加えてあるわけでありまして、しかし株主の地位の強化に対応する規定とか、つまり少数株主権を擁護する規定、それから業務運営方式の合理化、すなわち取締役会の制度というようなものにつきましては、これは改正商法に伴つて、それにならつて相互会社の業務を改めた。ただたとえば取締役の責任を追及する訴え、あるいは取締役の不当行為

に対するさしとめ請求権というものは、株式会社の場合は、引続き六箇月以上の單獨株主でも、これを行使することができなわけでありまして、相互会社の場合は、数が相当多いということも考慮いたしまして、百分の三以上の社員によつてなし得ることとした。また取締役の選任に際しては、改正商法は累積投票の制度をとつております。これは大株主の専行を防ぐという趣旨であります。相互会社の場合には、大株主というようなことは考えられないわけでありまして、その必要もないので、この取締役の選任に対する累積投票の制度というようなものはないので、これを採用しないという特別な特殊性に際して調節を加えてあるわけでございます。

○佐久間委員 いろいろ相互会社の特殊性を生かして、新商法に適應するような改正を加えられるという配慮をいたさるるお考えでは、まことにけっこうな考案であると思つております。どうかすべて商法の改正に伴ひまして、これを有利に解釈せられて事業の發展に資せられるように、コースを引いていただきたい。これが私の願ひであります。

○長崎説明員 保険会社の資本金につきましては、法律で最低資本金が定められております。株式会社の場合には三千万円以上ということになつておりますが、これはやはり相当程度の担保資金を維持せしめる。そうしてまたその担保資金を公示して一般の信用の確保

に資するということ、これは保険事業の公共性からいつて当然なことであるわけでありまして、同様の理由によりまして、この保険会社におきましては、資本金の額というものは、これを確定しておくということが望ましいと考えられるのであります。新商法によりまして、これは株式総会を定款に書けばよろしいということになつておりますが、保険会社の場合には、一般の金融機関の場合におけると同様、授權資本の金額は幾ら／＼というふうにはつきり明示しておくということが望ましいと思つております。従ひましてその資本確定の原則を保持するために、この無額面株式の発行を禁止することが適當であると考えられたわけでありまして、諸外国におきましても、保険会社は授權資本の金額を明示すべきことを法律が要求しております。従つて無額面株式が発行されるということはないわけでございます。

○佐久間委員 同様に保険株式会社に對し、資産の評価純益を資本準備金として積み立てるべき改正商法の規定を、その適用より除外している理由を御説明願ひたい。

○長崎説明員 新商法では、この評価純益を資本準備金として積み立てることを新たに規定いたしておりますが、保険業法ではこの規定の以前から、財産の評価純益とか売却純益を積み立てることを要求しております。これはいわゆる保険業法の八十六條の準備金といわれておるものであります。かような特別規定がすでに存しております。また他面におきまして保険会社の評価純益といふものは、一般的には契約者準備金として取扱われることが適當であらうかと考えられますので、すでにある保険業法の規定に譲りまして、新商法の資本準備金に関する規定のうち、評価純益を資本準備金とするという規定の準用を、排除いたしたわけでありまして。

○佐久間委員 大分長くなりましたが、適當なところで打ち切りたいと思つて、河野銀行局長は今度初めて出席せられましたので、歓迎の質問をするわけでありまして、きょう実はこの保険業法改正の法案が出て参つたのであります。それに対して質問を通告しておいたものでありますけれども、長崎君が知らない質問もできないような状態、これはまことに困るので、今外国へ行つてしまふやき、その後任にもう少し業法にあるいは保険行政に明るい人を養成しておかないといふことは、どういふものか。これを私は非常に残念に思つたのであります。常務は保険といふものは国際性を多分に持つておる。今日のような状態におきましては、外国保険会社の非常な進出もありまして、それにあわせまして、外国取引が行われようとするときに、国家の再建の立場から考えても、大きな役割を果して行くことにプラスになる面が多いのであります。この監督行政におきましても十分考慮してもらいたいといふことを、しばしば私は申し上げておるのにかかわらず、依然として弱体であるといふことを遺憾に思つた次第であります。将来新局長は新たな構想に基いて、この面にもう少し一段の配慮を願ひたいといふことを申し上げておきたい。御所見をいかに承れればまことにけっこうだと思ひます。

○河野(通)政府委員 御意見まことにごもつともだと思ひます。御趣旨に従つて善処いたします。

○佐久間委員 私の質問は大体この程度にしておきますが、最後に私が要望しておきたいことがあります。保険業法の一部改正法案では、改正商法の帳簿閲覧権、すなわち改正商法第二百九十三條の六及び決算書類、付屬明細書記載事項に関する規定、改正商法第二百九十三條五の二項が保険会社にはそのまま適用されることになつております。しかしこの点は銀行、信託、無盡等、金融機関に関する金融関係法整理法案が審議された後、この金融機関と同様の取扱いが認めらるべきであると信じております。関係法規がまだ正式に決定されておられませんので、この点に關する質疑を留保させていただきます。と思つたのであります。それからこの関係改正法規の中に、外国保険業者に關する法律の一部を改正する法律案、及び船主相互保險組合法の一部を改正する法律案、これらが上程されておりますが、これも新商法に適應するため改正でありまして、當然であらうと存じますので、これに對する質問は別にありません。さう御承知おき願ひまして、この新商法の決定にまつて、詳細に質問をさせていただきたい、こゝろ思つたのであります。これをもちまして私の質問を終ります。

○河野(通)政府委員 いずれまた御質問があるようでありまして、その節また申し上げたいと思ひますが、銀行等につきましては、株主の帳簿閲覧権等につきましては、現在のところまだ確定的なことを申し上げられませんが、これは例外規定を設けて参りたいつもりであります。しからば保険会社

についてはどうだというお話でありまして、現在のところ私どもの考えておりますところは、銀行とかあるいは無盡会社——預金を扱つておる無盡会社であります。一般の無盡会社ではなくて、預金を扱つておる無盡会社等につきましては、それらの内容がいろいろ／＼妙に使われることによつて、短期預金信用機関であります関係から、下手にこれが取扱われますと、取付の問題とかいろいろ／＼起るおそれがあるというよう点で、特別の規定をつくる必要があるというふうに考えたわけでありまして、保険会社ももちろん一般の金融機関と同じように、公共的な立場に立つて仕事をされることはもちろんであります。預金業務と違ひまして取付という問題もありませんので、この点には特に銀行等の短期預金機関と区別して取扱つてもいいのではないかとこの程度の気持ちで、実は保険会社につきましては、特別な除外規定を設けなかつた次第であります。しかしながらこの点につきましては、またいずれ議員各位の御意見も十分承りまして、やはり銀行等と同じように取扱つた方がいいという御意見でありますならば、また考えてみてもいいのではないかとこのうに今のところは考えております。

○奥村委員長代理 本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十八分散会